

日本国東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル23階

Tel: (03) 3279-0888 Fax: (03) 3279-0887

23F NOMURA Building 1-1, (2-chome Chiyoda-ku, Tolyo, 2-chome Chiyoda-ku,

只限傳真交易要打勾

First Commercial Bank Tokyo Branch 外国送金依頼書兼告知書 (APPLICATION FOR REMITTANCE WITH DECLARATION)

▼FAXにて依頼します。(傳真指示)

BANK REF NO .: ご依頼日(DATE):

◎太線の枠内をご記入下さい。また、□欄には該当のものに ×印(或は ✓) を付して下さい。

◎外国為替のお取引には誤りのないようご確認下さい。送金依頼書の氏名・住所欄に、当行が この取引について連絡する場合は、以下に記載された住所・電話番号に対して行い、連絡先の 記載が不備・電話の不通等による通知・照会もれ等について当行は責任を負いません。

ご送金種類 BY MEANS OF	受取人氏名 (BENEFICIA	ARY'S NAME):	受取銀行名 (BENEFICIARY'S BANK NAME):			
▼ 電信送金 TELEGRAPHIC TRANSFER	TARO SATO		FIRST COMMERCIAL BANK			
送金小切手	9		支店名 (BRANCH):			
DEMAND DRAFT			XINYI BRANCH			
送金通貨·金額(CURRENCY/AMOUNT)	受取人住所 (BENEFICIA	ARY'S ADDRESS):	S.W.I.F.T. CODE:			
JPY1,000,000	8F, NO.100, SONGK	AO RD., XINYI DIST.,	FCBKTWTP 受取銀行住所 (BENEFICIARY'S BANK ADDRESS):			
ご送金目的 (REMITTANCE PURPOSE): LIFE SUPPORT, CAPITAL MOVEMENT, ETC.	TAIPEI, TAIWAN		NO.7, SEC.3,XINYI RD.,DAAN DIST.,			
商品の品目/商品名	メッセージ (MESSAGE):		TAIPEI CITY, TAIWAN 受取人口座番号 (BENEFICIARY'S A/C NO.): 162-11-111111			
原産地 (ORIGIN):	手数料についてBANKIN (当支店、受取行、仲介 」すべての手数料は	銀行等) 「 依頼人 負担」	許可等(LICENCE) ✓ 不要 (NO NECESSARY) — 要 (NECESSARY)			
船積地 (LOADING PLACE): ALL PAID BY APPLICANT 当支店以外で発生する手数料は「受取人負担」 SHARED BY APPLICANT AND PAYEE			許可等番号·日付 (LICENCE NO./DATE)			
上記の支払方法 (PAYMENT OF THE ABOVE) 送金金額 REMI./EXCHANGE AMT						
★ 貴行における当方名義の下記口服 ない限り送金資金、諸手数料を引き	Eから、とくに申し出が 落して下さい。	銀行專用欄				
後日、支払銀行より請求される依頼人負担の手数料についても当方名義の下記口座から引落して下さい。 PLEASE DEBIT OUR/MY ACCOUNT WITH YOU (AS BELOW WRITTEN), INCLUDING YOUR CHARGES AND PAYING BANK'S CHARGES IF ANY.		為 替 相 場 EXCHANGE RATE				
		邦貨換算額 JPY EQUIVA	LENT			
		送金手数料 REMI.COMM	IISSION A SAME AND A S			
引落口座番号 ACCOUNT NO. 9511-05-0123	445-6	郵便/電信料 POSTAGE/CABLE CHARGE その他 MISCELLANEOUS CHARGE				
現金支払い BY CASH		計 CHARGES/COMM. SUBTOTAL				
□ その他 OTHERS		合 計 TOTAL				
裏面貴行所定の外国送金取引規定の条項に従い、上記送金を依頼します。併せて「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」第3条の規定により上記のとおり告知します。 PLEASE EFFECT THE REMITTANCE AS SPECIFIED ABOVE UNDER THE TERMS AND CONDITIONS OF FOREIGN REMITTANCE						

TRANSACTIONS, INCLUDING THOSE IN ARTICLE 5-(2), CONCERNING THE SUPPLY OF PERSONAL INFORMATION TO THIRD PARTIES. WE/I HEREBY DECLARE THE REQUIRED ITEMS PURSUANT TO ARTICLE 3 OF THE "LAW ON REPORTING REQUIREMENTS ON CROSS BORDER PAYMENTS AND RECEIPTS FOR THE TAX LAW COMPLIANCE " AS ABOVE,

ご依頼人署名・または記名押印 (APPLICANT'S NAME & SIGNATURE

一銀 太郎

おところ (ADDRESS):

東京都新宿区西新宿1-1-11 (印鑑卡同一地址)

送金受取人の実質的支配者は ランに関係しません

印鑑

(印鑑卡同一印章)

APPROVED

確認印

分

TEL:(日中連絡可能なご自宅又は勤め先) (090) 1234 ☑「米国OFAC規制」の対象取引に該当しません。

「外国為替および外国貿易法」の北朝鮮、イラン関連規制に該当しません。

印鑑照合	本	本人確認					A/C		ENTERED	CHECKED
口流流口	玉	本人	人口座経由時、下記いずれかに該当を確認	調書	提出	責任者	EA	RMARKED	LIVILINED	CHLOKED
	調	K ₁	マイナンバー登録済または受領済	要	不要		a la	A DOME		CHINA WEST
			2015/12/30以前に口座開設				1	11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		DATE OF STREET
	法		送金人が番号非保有者							1 112
	外		外為適法性および許可等の関係の確認			担当者	E	有權人全名	, .	
7.00			確認済本人名義口座				1	月惟八土亡	1 .	
	為	1 ()万円相当額超の現金・その他による送金	· (犯	收法)		Α	聯絡時間·	В	日時

2017. 05. 2,000份 本人確認記録書

海外送金依頼に係る外為法関連規制の申告書兼個人情報保護法の確認書

第一商業銀行東京支店 御中		銀	
本人	_ (お届け印) 、 (印鑑卡同一印章) 、	郎	
は年月日に、作成した	た「外国送金依頼書兼告	5知書」を提出す	るに
あたり(受取人 <u>TARO SATO</u>	、送金通貨·金額	JPY1,000,000)、
下記の通り申告し、確認いたします。			

- □ 1. 依頼する外国送金は、「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済制裁措置等(注1)に該当しません。また受取人は、北朝鮮に住所若しくは居所を有する個人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体(当該法人その他の団体の外国にある支店等を含みます。)又はこれらのものにより実質的に支配されている法人その他の団体ではないことを申告します。
- □ 2. 制裁対象者及び対象品目の最新情報をご確認した上で貴行に「外国送金依頼書兼告知書」を提出します。(注2)
- 3. 依頼する外国送金によって外国にある第三者への個人データが提供されることについて、以下を確認した上で同意します。
 - 国際決済のために外国銀行等と締結している契約(コルレス契約)上の制約 や経由銀行の判断が尊重されることなどの理由から、外国送金依頼を受け 付けた時点においては、貴行は経由銀行の有無や経由銀行名およびその所 在地を把握することができず、個人データが提供される「外国の名称」が特 定できないこと。
 - 加えて、送金可能な国・銀行の数が非常に多いことから、 経由銀行および最終受取銀行の所在する外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報や当該外国銀行等の個人情報の保護のために講じる措置についても、情報提供できない場合があること。
 - 諸外国の個人情報保護制度等については、全国銀行協会のウェブサイト (https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491/)及び国の 行 政 機 関 で あ る 「 個 人 情 報 保 護 委 員 会 」の ウェ ブ サ イト (https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku)において確認する必要があること。

注2 制裁対象者及び対象品目の最新情報は、財務省及び経済産業省のホームページをご確認ください。

<i>上</i> 日	核對印鑑	經辦 主管		Ref No		
銀行問						
欄						

注1「①北朝鮮に対する貿易に関する支払規制」、「②北朝鮮・イランに対する資金使途規制」、「③北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」、「④ロシア・ベラルーシ等に対する資産凍結等の措置」、「⑤ロシアに対する新規の対外直接投資の禁止措置」及び「⑥ロシア・ベラルーシ等に対する輸出入禁止措置」等